



障がい者のための生活の支援

身体障害者手帳・愛の手帳

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

■多摩児童相談所 ☎372-5600

■東京都心身障害者福祉センター多摩支所 ☎042-573-3311

身体障害者手帳は、身体的な障がいのある方が、各種の福祉サービスを受けるために必要となるもので、指定医師の診断書に基づいて審査・交付されるものです。

種類と等級（重い順に1～6級）

- ①視覚障害1～6級
- ②聴覚または平衡機能の障害2～6級
- ③音声・言語、またはそしゃく機能の障害3～4級
- ④肢体不自由1～6級
- ⑤心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸1・3・4級
- ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害・肝臓機能障害1～4級

お問い合わせは、障害福祉課相談支援担当へ。

愛の手帳は、知的障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要となるもので、児童相談所などの判定に基づいて交付されるものです。

お問い合わせは、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター多摩支所へ。18歳未満の方は多摩児童相談所へ。

心身障がい者の交通機関等割引制度

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

■JR等運賃の割引

第1種障がい者は、本人と介護人について5割引。第1種・第2種の方が単独で利用する場合は、片道100kmを超える場合、5割引です。

■民営バスの割引

手帳を提示した場合、普通乗車券は5割引、定期券は3割引です。ただし、定期券割引購入申込書が必要です（第1種障がい者等の介護人も割引を受ける場合は、心身障害者民営バス乗車割引証の提示が必要）。

精神障害者保健福祉手帳（写真付）をお持ちの

方は、手帳を提示すると都内の路線バス（都バスを含む）の運賃が半額になります。

■航空旅客運賃の割引（国内）

第1種障がい者は、本人・介護人とも普通大人片道運賃が割引になります。また、第2種障がい者は、本人のみ割引となります。

■放送受信料の減免

障害部位・所得により、放送受信料が全額または半額免除される場合があります。

■都営交通無料乗車券

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、無料乗車券の発行が受けられます。

タクシー等利用料金助成

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

身体障害者手帳1～3級の方、または愛の手帳1～3度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

▷助成内容

タクシー等利用料金を、年額36,000円（市民税所得割額が15万円以上の場合は半額）まで助成します（利用時の領収書を貼付し請求）。

※次の方は受けられません

- ①自動車ガソリン費助成を受けている方
- ②施設入所されている方

自動車ガソリン費助成

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

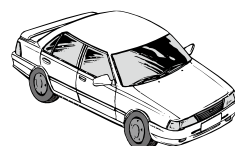
身体障害者手帳1～3級の方、または愛の手帳1～3度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

▷助成内容

利用したガソリン費を、年額36,000円（市民税所得割額が15万円以上の場合は半額）まで助成します（領収書を貼付し請求）。

※次の方は受けられません

- ①タクシー等利用料金助成を受けている方
- ②施設入所されている方



心身障がい者の 自動車運転免許取得費助成

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

都内に引き続き3か月以上住所を有し、身体障害者手帳3級以上の障がい（内部4級以上、下肢または体幹5級以上の歩行困難な方）、愛の手帳4度以上の交付を受け、自動車運転免許を取得された方

▷助成額

助成対象経費の実支出額の3分の2の額（100円未満の端数切り捨て）。ただし、助成対象者の前年の所得税額に応じて、区分ごとに定める額を限度額（最高限度額164,800円）とする

身体障がい者の自動車改造費助成

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

市内に引き続き3か月以上居住している、身体障害者手帳3級以上の障がい（内部4級以上、下肢または体幹5級以上の歩行困難な方）をもつ自動車運転免許取得者

▷助成内容

就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置、及び駆動装置等の改造に要した経費に相当する額（最高限度額133,900円）

※所得制限があります

ハンディキャブ運行事業

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

日常生活で車いすを使用しなければ外出が困難な在宅の重度の身体障がい者

▷実施内容

ハンディキャブ（リフト付車両）で、移送サービスを提供します

重度心身障がい者（児） 日常生活用具の給付

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受け

て居宅に生活する、重度の障がい者

▷給付内容

日常生活を容易にするための各種用具の給付または貸与。種目及び受給対象要件など、詳しくはお問い合わせください

※所得に応じた自己負担があります

地域福祉権利擁護事業 →62ページ参照
(福祉サービス利用援助事業)



重度身体障がい者(児)住宅設備改善費の給付

■障害福祉課相談支援担当 ☎ 338-6847

▷対象

身体障害者手帳の交付を受けて居宅に生活する65歳未満の下肢、体幹の障がいの程度が3級以上の方

▷給付内容

居宅生活を容易にするための住宅設備の改善費用を給付(新築工事を除く)します。種目及び受給対象要件など、詳しくは担当へお問い合わせください

※所得に応じた自己負担があります

身体障がい者の電話使用料助成

■障害福祉課障害福祉係 ☎ 338-6903

▷対象

18歳以上のひとりで外出困難な在宅の重度身体障がい者で、障がいの程度が肢体不自由1・2級で市民税が非課税世帯の方

▷助成内容

助成内容	助成限度額
回線使用料	月1,600円までの額
配線使用料	月60円までの額
機器使用料	月180円までの額
消費税	上記相当分

精神障害者保健福祉手帳

■障害福祉課障害福祉係 ☎ 338-6903

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいの疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたって日常生活または社会生活への制約がある方が対象で、診断書または障害年金証書にもとづいて交付が受けられます。

手帳を持つことにより、税制上の優遇措置、都営交通乗車証の発行、都市路線バスの運賃の割引等が受けられます。

聴覚・音声・言語障がい者の電話ファクシミリ使用料助成

■障害福祉課障害福祉係 ☎ 338-6903、FAX 371-1200

▷対象

身体障害者手帳を所持している6歳以上の在宅の方で、聴覚または音声・言語障がいの程度が1～3級の方

※所得制限があります

▷助成内容

助成内容	助成額
回線使用料	月1,600円までの額
配線使用料	月60円までの額
電話機使用料	月180円までの額
消費税	上記相当分

点字図書等購入費の助成

■障害福祉課障害福祉係 ☎ 338-6903

▷対象

身体障害者手帳1・2級の視覚障がい者

▷助成内容

点字新聞や雑誌及び録音図書等購入費の5分の4に相当する額を助成します(年額90,000円を限度)

「黄色いハンカチ」の給付

■障害福祉課障害福祉係 ☎ 338-6903

▷対象

身体障害者手帳または愛の手帳の所持者

▷給付内容

障がいのある方が街の中で困ったときに、周囲の人に手助けを呼びかけるための「黄色いハンカチ」を給付します



聴覚障がい者用たつのこ ゼッケン・シール等の給付

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903、FAX 371-1200

▷対象

聴覚、音声、言語機能についての身体障害者
手帳所持者

▷給付内容

災害等緊急時用のゼッケンや障がいを知って
もらうためのシール等を給付します

車いすの貸し出し

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

けがや病気のため、車いすを一時的に必要と
する方。ただし、営利活動等を目的とする場合
を除きます

▷貸出期間

貸出日から3か月以内



心身障がい者の休養ホーム

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

- ①都内に在住し、身体障害者手帳、愛の手帳ま
たは精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ②①の対象者に同行し付き添いをする方で、障
がい者（児）1人につき1人

▷助成内容

指定保養施設を利用する場合、一般より低額
な費用で宿泊できます（1人1年度2泊まで）

▷申込

日本チャリティ協会
新宿区本塩町1-7 千陽ビル5階
☎03-3341-0803、FAX 03-3359-7964

障がい者のための手当等

心身障がい者の福祉手当

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

在宅で心身に障がいがあり、下表に当てはまる
方に支給されます。

対 象		手 当 額	
65歳以上 20歳未満 の方	①身体障害者手帳1・2級の方 ②愛の手帳1～3度の方 ③脳性まひの方 ④進行性筋萎縮症の方	月額15,500円	
	⑤①～④で老人福祉手当を受 給していた方 ⑥身体障害者手帳3・4級の方 ⑦愛の手帳4度の方	月額8,000円	
	未20歳 満歳 の方	①身体障害者手帳1～4級の方 ②愛の手帳1～4度の方 ③脳性まひの方 ④進行性筋萎縮症の方	月額8,000円 ※児童育成手当（障 害手当）受給の方 5,300円

※次の方は受けられません

- ①施設等に入所している方
- ②所得が制限を超える方
- ③65歳以上で新たに手帳を取得された方

重度心身障がい者の手当

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

次のいずれかの障がいを有する方

- ①重度の知的障がい、著しい精神症状を有す
る方
- ②重度の知的障がいと重度の身体障がいの重複
している方
- ③重度の肢体不自由で四肢機能障がいの方（座
っていることが困難な方）

▷手当額等

1人月額60,000円を毎月口座振り込み

※次の方は受けられません

- ①施設等に入所している方
- ②所得が制限を超える方
- ③65歳以上の方
- ④病院に3か月を超えて入院している方



特別障害者手当

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

政令で定める程度が著しい重度の障がい者で、かつ重複の障がいを有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方

▷手当額等

1人月額26,340円、支払月は2月、5月、8月、11月で各支払月の前3か月分を口座振り込み

※次の方は受けられません

- ①施設に入所している方
- ②病院に3か月以上入院している方
- ③本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

※原爆介護手当受給者には併給調整があります。

特定疾病者福祉手当

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

市で定める特定疾病にかかっている方

▷手当額等

1人月額7,000円、支払月は1月、5月、9月で各支払月の前4か月分を口座振り込み

※施設に入所している方は受けられません

障がい者介護のための支援

知的障がい者のいる世帯へ

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

知的障がいのために著しい外出行動がみられ、位置確認が必要な知的障がい者（児）のいる家族に、位置を割り出すことができる小型の端末機をお貸しします（利用料月額500円）。

心身障がい者（児）の一時保護

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

居宅に生活する障がい者（身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～4度所持、脳性まひ、進行性筋萎縮症）で、家族の疾病、事故、出産、冠婚葬祭、休息などの理由により、一時

的に介護を受けられない方。ただし障がい者が入院中や専門医の治療が必要な場合や施設に入所している場合を除きます

▷保護内容

●施設による保護

市と契約した施設で、認められた期間内必要な保護が受けられます。

- 契約施設
- (1) 島田療育センター
(中沢1-31-1)
定員2人（月7日以内）
 - (2) 啓光学園（和田1717）
定員2人（月7日以内）

※必要に応じて延長できる場合有

▷利用登録

あらかじめ利用登録が必要です。詳しい内容は、障害福祉課にご確認ください

▷費用

食事等は自己負担

※啓光学園は食事代のほか、1日あたり500円の費用負担有（市民税所得割16万円未満世帯は免除）

身体障がい者の入浴サービス

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

重度のねたきり障がい者で、自宅での入浴が困難な65歳未満の方

▷実施内容

- 施設入浴 週1回
- 訪問入浴 原則週1回

在宅障がい者出張理髪サービス

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

身体障害者手帳1・2級（内部3級）、愛の手帳1・2度の方で1か月以上寝たきりの状態にある方

▷実施内容

2か月に1回、利用者宅に理容師または美容師が出張し、理髪をします（自己負担は2,000円）

在宅心身障がい者おむつ支給等助成

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

65歳未満で、ねたきりまたは車いすで日常生活をする状態にある身体障害者手帳1・2級の方または愛の手帳1・2度の方で、常時失禁等の状態が1か月以上継続している方に、おむつ等の現物



配達またはおむつ代の助成を行います（自己負担は1割）。

65歳以上の方の
おむつなどの支給・おむつ代助成▶63ページ参照
出張理髪サービス ▶63ページ参照

在宅障がい者デイサービス事業

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

おおむね18歳以上65歳未満の在宅で身体障害者手帳をお持ちの方、高次脳機能障がいの方

▷実施内容

週2回、総合福祉センターに通所していただき、日常動作訓練、健康チェック、機能訓練、趣味・いきがい活動や季節の行事などを行います

障がい者水中機能訓練事業

■社会福祉協議会地域福祉推進課地域生活支援係
☎356-0307

▷対象

おおむね18歳以上の、在宅で身体障害者手帳をお持ちの方

▷実施内容

週1回、総合福祉センターへ通所して、水中でストレッチ、筋力訓練、バランス訓練、歩行訓練を行います

障がい者が病気や入院した場合の援助

心身障がい者の医療費助成

■障害福祉課障害福祉係 ☎338-6903

▷対象

身体障害者手帳1・2級（内部障害の場合3級）の方、または愛の手帳1・2度の方で次に該当する方

- ①国民健康保険に加入している方
- ②社会保険に加入している方

▷助成内容

医療機関や薬局等で、診療を受けたり薬をも

らったとき、窓口で支払った保険の自己負担の一部を助成します

※所得制限があります

※65歳以上で新たに助成を申請される方は、対象になりません

障がい児(者)等歯科医療

■健康推進課（健康センター） ☎376-9111

■歯科医療連携推進事業

歯科医院をお探しの障がい児(者)へ、多摩歯科医会の協力のもと、身近な地域の歯科診療所を紹介します。

■障がい児(者)等歯科診療事業「ふれあい」

地域の歯科診療所に通院が困難な方を対象とした診療所を、健康センター内に設けています。

診療は、水曜・木曜9時から13時（予約制）

障がい者の自立や生活訓練のための制度や施設

心身障がい児(者)通所訓練事業

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

身体障がいまたは知的障がい等の障がいがあり、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（日中活動系サービス）を利用できない方

▷事業内容

通所して社会的自立のための機能回復訓練、生活指導、作業訓練を行います。事業の実施グループとして次のグループがあります

●多摩市身体障害者福祉協会「アートひまわり」
☎373-8455

◇所在地 南野3-15-1総合福祉センター5階

●多摩市手をつなぐ親の会「どんぐり」

☎375-2583

◇所在地 永山3-9（東永山複合施設内）

●「AROMA（アロマ）」 ☎338-1919

◇所在地 落合1-3-7-202・203

●色えんぴつの家 ☎372-3382

◇所在地 永山3-12（西永山複合施設内）

●工房マテリアル ☎374-6220

◇所在地 永山3-12（西永山複合施設内）

●グループTOMO ☎389-1234



- ◇所在地 関戸4-27-13持田コーポ1階
- あしたや ☎376-1465
 - ◇所在地 諏訪5-6-2-102
- Ble Arte (ブレアルテ) ☎375-9995
 - ◇所在地 落合1-3-7-201
- キャンビー ☎339-0201
 - ◇所在地 貝取4-3-1-110
- 多摩市手をつなぐ親の会「プチドン」
 - ☎338-6222
 - ◇所在地 永山3-12 (西永山複合施設内)

障害者福祉センター

■総合福祉センター内 ☎356-0307

障害者福祉センターは、総合福祉センター5階にあり、市内在住の障がいをお持ちの方が利用できる施設です。趣味や教養の教室や、水浴訓練室を利用しての機能訓練、水中運動、水中運動アシスタント教室も開催しています。相談事業では、パソコン操作や、聞こえと補聴器の相談会を実施しています。

▷利用時間 午前9時～午後5時

▷休館日

第2土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

精神障がい者共同作業所通所訓練事業

■障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

▷対象

病院等における治療の結果、回復途上にある在宅の、精神に障がいがある方〔障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(日中活動系サービス)を利用している方を除く〕

▷事業目的・内容

就労への足がかり、社会参加へのきっかけの一つとして、規則正しい生活の中で、生活のほりや生きがいを持てることを目指しています。事業実施グループとして、次のグループがあります

- 共同作業所 れすと和田 ☎373-8925
 - ◇所在地 和田1870-2-1階
- 共同作業所 れすと永山 ☎389-4823
 - ◇所在地 和田1870-2-2階
- 共同作業所ワークス多摩 ☎356-3601
 - ◇所在地 永山4-2-3-103

指定障害福祉サービス事業所

■遊夢 ☎338-4611

▷所在地 貝取4-3-1-107

◇提供サービス 就労移行支援

■コラボたま ワークセンターつくし ☎375-3233

▷所在地 永山6-13-1

◇提供サービス 生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型

■どんぐりパン ☎371-9236

▷所在地 諏訪5-6-3-106

◇提供サービス 生活介護、就労継続支援B型

■啓光学園 ☎375-7303

▷所在地 和田1717

◇提供サービス 生活介護、施設入所支援

■啓光えがお ☎376-5044

▷所在地 南野3-15-1 総合福祉センター1階

◇提供サービス 生活介護

■ぐりーんぴーす工房 ☎389-6339

▷所在地 落合3-17-1-101

◇提供サービス 生活介護、就労継続支援(B型)

■ぐりーんぴーす工房(多摩うどんぼんぼこ) ☎319-6441

▷所在地 聖ヶ丘2-21-3-7

◇提供サービス 就労継続支援(B型)

■夢うさぎ ☎319-3813

▷所在地 鶴牧1-4-10 アネックス鶴牧101

◇提供サービス 就労継続支援(B型)

■ちいろばの家 ☎372-3015

▷所在地 東寺方1-16-3

◇提供サービス 就労継続支援(B型)



■若人塾 ☎376-8431

▷所在地 永山3-12（西永山複合施設内）
◇提供サービス 就労継続支援（B型）

対象者、提供サービスの内容については、P74
「障害者自立支援法」参照

多摩市障がい者支援センター「の一ま」 （地域活動支援センター）

■多摩市障がい者支援センター「の一ま」
☎311-2660、☎311-2300

「の一ま」は身体、知的、精神に障がいのある方や、その家族の方を対象とし、地域における生活の支援、及び障がい者の自立と社会参加を図るための相談施設です。



施設の愛称は障がいをもつ人ももたない人も、共に暮らし、生きていくという「ノーマライゼーション」ということばから「の一ま」と名付けられました。

交流スペースもありますので、気軽にご利用ください。

▷所在地 関戸4-19-5（健康センター4階）
▷利用時間 午前10時～午後6時
▷休所日 日・月曜日、祝日、年末年始
▷受託事業者 NPO法人多摩市障害者福祉協会

障がい者就労支援事業

■NPO法人多摩市障害者福祉協会 ☎311-2324

就労を目指す障がい者の方のために「就労支援相談員」「生活支援相談員」をおいて、相談の窓口を開設しています。

▷対象 身体・知的・精神に障がいのある方

重度心身障がい者通所訓練事業

■すぎなの友生活訓練所 ☎374-4889

重度心身障がい者の方が、通所により自立の促進や機能回復・維持のための様々な訓練を受けます。

▷所在地 南野3-15-1（総合福祉センター7階）

重症心身障がい者通所事業

■多摩市重症心身障がい者通所施設なかまの樹 ☎356-4006

医療的ケアを要する重度の障がいのある方が、より豊かで生きがいのある生活が送れるよう創作活動等日常生活を支援しています。

▷所在地 南野3-15-1（総合福祉センター7階）

障害者自立支援法

■障害福祉課 ☎338-6847、FAX371-1200

■障害者自立支援法の構成

障害者自立支援法は自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

区分	内容
自立支援給付	介護給付・訓練等給付の福祉サービス、自立支援医療、補装具
地域生活支援事業（福祉サービス）	手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センターなどの事業

▷対象

原則として、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方

■サービスの内容

●介護給付の種類

居宅介護（ホームヘルプ）	身体介護・家事援助等のヘルパー派遣
重度訪問介護	重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方へのヘルパー派遣及び移動介護
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者への移動の援護
行動援護	重度の知的障がい者や精神障がい者で危険を回避する必要がある外出支援
重度障害者等包括支援	ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者などの重度障がい者に対する包括支援
児童デイサービス	児童に対する基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに利用できるショートステイ
療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話



生活介護	常に介護を必要とする人の昼間の入浴・排せつ・食事の介護と、創作的活動または生産活動の機会を提供
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人の、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護など
共同生活介護（ケアホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護など

●訓練等給付の種類

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する場合の、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な場合に、働く場を提供すると共に知識及び能力向上のための必要な訓練
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居での夜間や休日の相談や日常生活の援助

◆申請からサービス利用までの流れ

希望する方は、障害福祉課で相談・申請をしてください。

申請を受け、障害程度区分を認定するための106項目の聞き取りを実施します。その結果と医師の意見書を基に、障害保健福祉の実情をよく知る委員で構成された審査会で障害程度区分を認定し、サービスの決定を行ないます。決定後、事業者と契約してから、サービスの利用が可能となります。

◆費用と利用者負担

利用者負担は、1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額が設定されます。

月額負担上限額は、所得に応じて以下の区分にわかれます。



所得区分		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	
低所得2	市町村民税非課税世帯（低所得1該当者以外）	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円＜障害児※にあつては、28万円＞未満の者。ただし、20歳以上の施設入所者等を除く。）	【施設等入所者以外】 障害者9,300円 障害児4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
一般2	市町村民税非課税世帯（一般1該当者以外）	37,200円

●地域生活支援事業の種類

移動支援	中軽度知的障がい者などの移動介護
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
相談支援	相談、サービス利用計画策定、権利擁護
コミュニケーション支援	手話通訳者派遣など
日常生活用具給付	日常生活用具の給付など

■自立支援医療

▷対象

- 精神通院医療…精神疾患を理由とした通院医療を継続的に必要とする方
- 更生医療…身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、指定医療機関で手術等を予定している方
- 育成医療…身体に機能障害を有する18歳未満の方で、手術等により確実な治療効果が期待できる方

●利用者負担と軽減措置

原則として医療費の1割負担となりますが、所得水準や疾病に応じて月額自己負担上限額が設定されます。

また、精神通院医療については、自己負担分の助成制度（住民税非課税世帯に属する方）が、育成医療については経過措置があります。



●「重度かつ継続」の範囲

更生医療・育成医療の場合
腎臓機能、小腸機能、免疫機能障害、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)
精神通院医療の場合
統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の方
集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
自立支援医療に該当する疾病で以下の方
疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方。医療保険の多数該当の方

◆補装具と日常生活用具の制度の概要

※今後、制度の変更がある場合もあります。利用に際しては市へ相談してください

補装具とは障がい者等の身体機能を補充または代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等のことです。

●補装具費の支給

- ①障がい者本人または障がい児の保護者が障害福祉課へ申請（市民税所得割46万円以上は対象外）
- ②指定医療機関・東京都などの意見書・判定書をもとに市が支給決定
- ③障がい者と製作者が契約を締結
- ④指定医療機関・東京都などから製作指導・適合判定を受ける
- ⑤製品引き渡し後、障がい者は費用の原則1割を負担（非課税の方は、負担なし。所得に応じた自己負担補助があります）。

●日常生活用具の給付

日常生活用具とは、日常生活上の便宜を図るための用具のことです。

- ①障がい者本人または障がい児の保護者が障害福祉課へ申請
- ②市が給付決定（所得に応じた自己負担補助があります）
- ③業者から納品される



自立支援医療の自己負担の概要

